

令和6年2月22日
交通局総務部総務課

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 職員の器物損壊について

(1) 職員 交通局係員（30代）

(2) 処分の内容 停職3月

(3) 処分事由

当該職員は、令和5年10月29日（日）午後10時前、博多区の家電量販店にて、酒に酔った状態で商品のプリンター等を壊したとして、器物損壊の容疑で現行犯逮捕され、その後令和6年1月29日（月）に不起訴処分となったもの。

(4) 管理監督者の処分

① 処分の内訳

課長級職員：文書訓戒

係長級職員：口頭訓戒

② 処分事由

部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

【問い合わせ先】

総務課長 吉谷、職員係長 大嶋

電話：732-4104